

日欧の家産単独相続に関する覚書

安岡重明

目次

- 一、はしがき
- 二、家産の単独相続
- 三、フランスの事例
- 四、西ドイツの事例
- 五、フッガー合名会社の相続
- 六、日本との比較

一、はしがき

本稿は、筆者の商家の営業財産の相続制度の研究の一環であり、試論的な覚書きとして記述される。試論的な覚書というのは、本稿の主張は資料的にも、論理的にも、きわめて不十分と自覚しているからである。そこで、本稿が問題とする事柄をあらかじめ示すと次のようになる。

日本の家（いえ）制度は、国際的にみればきわめて特殊な集団主義の下にあり、家産の継承も集団的な共同所有の

もとにあった。とされてきたが、これと類似の現象は、欧米の歴史のなかにも相当程度に見られるのであり、日本の事態をあまりに特殊のと理解しない方がよいのではないか、ということである。そして欧米においても、日本の近世の商家の相続制度と類似の制度がいかなる条件のもとに現われたかを検討することにした。

筆者の専門領域は、日本経済史、経営史であり、社会学者でも、法律学者でも、また外国史研究者でもない。そのためデータの収集において非力である。覚書といえども、このような論稿を草する資格において欠けているのであるが、自分のもつ問題を多少でも整理したいため、不完全さを承知の上で、本稿を提出したい。

一、家産の単独相続

一家の家産を分割しないで、一人の相続人に相続させる制度は、業種や階級・階層をこえて、ひろく見られるところである。その場合でも、相続人以外の子女にも若干の財産分与が伴ったのが普通である。

日本については、寛文十三年（一六七三）、江戸幕府は農民の分地を制限する法令を出した。これは農民の分地は保有農地の零細化をきたし、本百姓経営の維持が困難となり、年貢徴収が不安定となることを恐れたためである。

この年、名主は二〇石、一般農民は一〇石以下の田畑を所有していなければ分地できないと定めた。この制限を守ると、持高が名主二〇石、百姓一〇石以下の家では、二・三男は農地の相続人から排除され、結果的に、通常は長男の単独相続となる。正徳三年（一七二三）には、制限は分地後高一〇石、反別では一町歩以上と改訂された。この法令がどこまで厳重に実行されたかは不明であるが、幕府が農家経営の零細化を阻止しようとしていたことは明らかである。工家（職人）においても、技術の奥義を自分の子一人にだけ伝える一子相伝という現象も、多数の競争者を輩出させないためのものであって、技術の単独相続という性格の側面があった。

西陣織の仲間加入の制限は、もう少しゆるく、同業者は現職者とその相続人、分家および徒弟年限を勤め上げて暖簾分けを受けた者に限っており、たとえ現職者の娘でも、他の商売人へ嫁入りまたは別家したときは、その娘の縁でもって同業を始めることはできぬ、とされた(延享元年・一七四四年)⁽¹⁾。

職人仲間が加入者の株数を制限した株仲間になっている場合は、平均的な普通の工家は、その株を子の一人に単独相続させざるをえなかったであろう。

商家の場合でも、二代、三代と経営規模が拡大しないで一定の場合、子供の一人が相続し、他の男子は養子にいくとか、他の家に雇用されるとかが通常であって、自家に留まる場合は、使用人の地位にとどめおかれる傾向が強かった。

経営規模を拡大しつつある商家の場合は、二・三男を分家とし、資金と営業の一部を分与し、本家と共同的な企業活動を営むことができるようになる(鴻池善右衛門家、下村彦右衛門家など)。しかしこの場合でも、大規模経営となり、利益率が下ってくると、新しい分家は創設されなくなる。⁽²⁾

三井家は経営が大発展し、多数の息子たちと多数の店舗を開設した場合の工夫の例である。すなわち、宝永七年(一七二〇)に大元方という機関を設け、九人の子供たちの資金(出資持分)を統一的に管理し、各店舗に資金を提供し、その一定比率の利益を本店たる大元方に収めさせた。九人の出資者たちは、大元方で会議を開き営業方針を決定し、それを各店の支配人(元締)に実行させた。出資者たちは機能資本家であり、大元方は合名会社類似の組織であった。これほど形態上整備された企業形態は、日本ではめずらしい。兄弟姉妹が多数だったことと、店舗が京・江戸・大阪などに多数開設された結果、同族と店舗とを統一的に管理する必要にせまられたことが背景にあり、これを克服するために、二代目の三井高平を中心とした兄弟たちが初代高利の精神を引継ぎながら協力し工夫した結果の産

物である。同時期に大をなした鴻池や住友、少しのちの下村などでは、ここまで組織的整備はなされなかった。⁽³⁾

このように商家の場合は相続人の人数、企業規模と収益力の関係から相続の形態が規定された。拡大しつつある地主経営や職人（工家）の経営についても、商家の場合と同様の傾向が認められているのではないか。意識的に比較的
に検討してみる必要があるだろう。

大名や武家の場合は、近世初期の徳川幕藩体制の確立時に家禄高は定められ、特別の事情がない限り禄高は不変であった。その結果、大名や家臣の分家は近世初期を除いて一般的には行われていない。家禄の細分化は武家の窮乏をまねき、軍役の負担能力を低減させる恐れがあったであろう。

以上の日本近世の相続制度は、通常、当主の長男が単独で相続することが多かったから、長男子単独相続制を基本とするが見られてきた。もちろん末子相続や姉家督も存在したが、傍流のやや例外的な現象と見られているのである。しかし、長男の単独相続制度には見落してはならない一面がある。

明治民法の旧規定では、家督相続は、戸主の地位とそれに伴うすべての権利・義務を相続した。そのなかには相続人の兄弟姉妹の生活保証の義務もあった。彼らの独立や結婚にさいしては、金銭的な助力の義務もあった。（戸主権の相続に伴う諸義務については、すでに旧稿「日本資本主義と家」⁽⁴⁾において整理しておいたので、ここでは省略する。）だから戸主の相続した家産のなかには、将来の分与分が含まれていたものであり、戸主の家産は単独相続の形をとっているにせよ、共同相続と分割相続の両面を具備していたのである。⁽⁵⁾ 家産の所有者は戸主であり、その分与の決定権も戸主が掌握している。共同性の側面はきわめて弱い。しかし兄弟姉妹にも潜在的に分与を受ける権利があったのである。従来への側面への関心が弱かったように思う。

注

- (1) 本庄栄治郎『西陣研究・増訂改版』改造社、昭和五年、一〇二頁。
- (2) 安岡重明『財閥形成史の研究』ミネルヴァ書房、昭和四五年、一三三頁以下、五三五頁。
- (3) 安岡重明編「近世商家の資本継承と支配人制度」『同志社商学』第三九卷二・三号、昭和六二年。
- (4) 同志社大学人文科学研究所編『共同研究・日本の家』一九八一年、所収。
- (5) イギリスは、長男子単独相続制だといわれているが、実際は分割相続であったとする学者も少なくない。シシリー・ホイエル、ズビ・ラジ、ジョン・サースクなど。イギリスでも、弟の独立前に父が死ぬと、外見上長男の単独相続となるが、弟たちが成人すると、兄は亡き父にかわって弟に分与してやるから、不平等はあっても、分割相続が広く見られたという。井ヶ田良治「家族と家族法の歴史研究・雑感」『同志社法学』三九卷三・四号、昭和六二年、参照。

三、フランスの事例

ル・ロワ・ラデュリは、法制史家ジャン・イヴェールの研究に立脚しつつ、フランスの相続慣行を三つの類型にわけた。二宮宏之氏の整理によって紹介しよう。⁽¹⁾

第一は一子優先型。南部および中央部諸地方においてみられた。ここでは、子供の中の一人(多くは長男)に、先取権(優先承継権 *prérogative*)が認められており、遺言によって特定の子供を優位におくことができる。

第二は西部諸地方における均分相続型。ノルマンディのように、男の子の間の平等分割と規定されて、女子が排除されている例もあるが、多くは男女区別なしの均分相続を特徴とする。相続以前に、嫁資などの形で贈与を受けていた場合には、相続のさい、その分をいったん、遺産へ返還する(持戻す *raporter*)ことを強制される。

第三。右の二つの中間的タイプのオルレアン・パリ型。この型の原型においては、生前贈与を受けた者は相続から除外され、他の子供たちの間で均分相続が行われたが、十六世紀からの新しい慣行では、生前に贈与を受けた者もそ

れを持戻すことによって、遺産の均分相続に加わることが許される。すなわち選択許容型となる。

その他に、ノルマンディの^コ地方における完全な長男子相続型があるが、これはフランスでは例外的であった。ル・ロワ・ラデュリは、以上のように相続慣行を類型化した上で、それぞれに対応する固有の家族型態がありうるかを検討した。第一の南部諸地方の「一子優先型」は、大家族制や共有財産制と結びつきのに対し、第二の西部諸地方の「均分相続型」は平等主義的であり、両親の意志は相続に介入できない。また西部の慣習法は、父親の財産は父方の系列に、母親の財産は母方の系列に、と明確に区分しており、結婚という行為にはほんのわずかな重要性しか与えない。こうして、この徹底した平等主義のため、家族よりも系族の連帯性の方が強力に維持される。第三のオルレアン・パリ型「選択許容型」は、家族形態でも両者の中間に位置するが、十六世紀における古い慣行より新しい慣行への移行は、大家族の衰退、単婚家族の一般化の傾向に対応している。

ヨーロッパおよびフランスの相続慣行の分布図を示しておこう(図1と図2)。²⁾
なおル・ロワ・ラデュリの論文には参考になる叙述があるので引用してみよう。

第一の南部および中央部諸地方においてみられた一子優先型について、これはローマ法の影響を受け、特定相続人を優遇する自由を尊重した。この場合、たえず問題になったのは、農民の土地保有の家族的かつ族長的統一性を、できるだけ維持することであった。³⁾ 南部では、不平等を拡大し、父権の専制を永続化し、家族財産の一体性を保持するための有効な武器として、遺言を利用する。⁴⁾ これらの制度は、両親の死を越えて、可能ならば生き残るように定められた家族共同体とその土地の統一性の永続化を、たとえば系族の利益を犠牲にしても優先させる、すべての慣習法に共通したものである。⁵⁾ なお、オルレアン・パリ圏でも最も古い構造ではそうであった。またウァロニィ・ピカルディという極北部のフランス語地域では、しばしばメヌテ権もみられる。これは、一番年下の子供、つまり統計的蓋

図1 ヨーロッパの相続慣行図

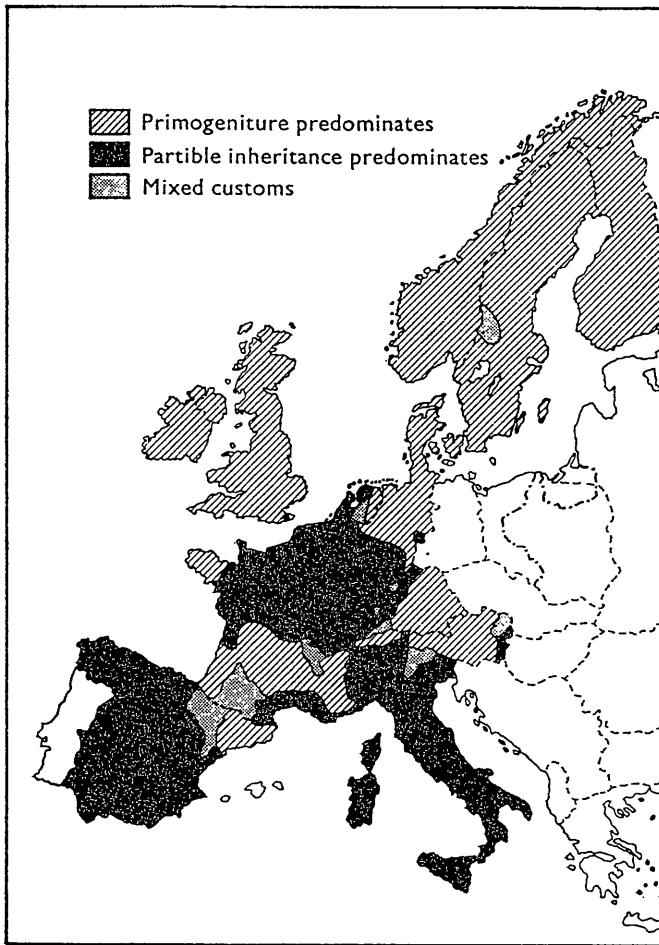
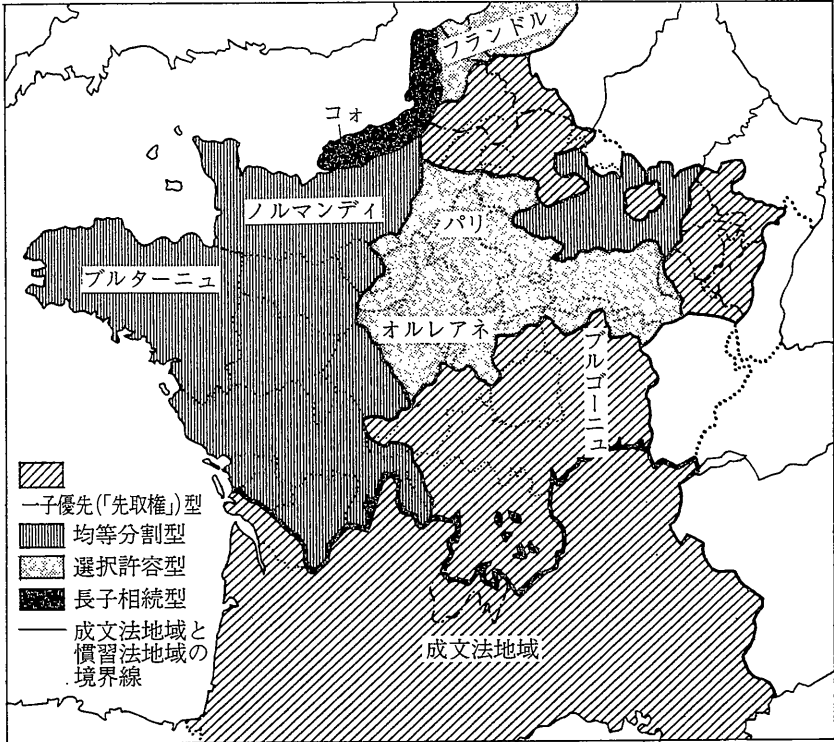


Figure 1. Inheritance customs in Western Europe (after Wilhelm Abel, *Agrarpolitik*, by permission of Vandenhoeck & Ruprecht)

Note This is the only attempt of its kind to map inheritance customs and the results are of course extremely generalised. Every country could show refined regional distinctions.

(注) この図ではブルターニュは長子相続型とされているが、実際は西部型の均分相続であった (二宮宏之他編『家の歴史社会学』27頁)。なお図2参照。

図2 フランスの相続慣行分布図



〔J. YVER, *Essai de géographie coutumière*, Paris, 1966 の付図より作製〕

二宮宏之他編『家の歴史社会学』161頁より

然性からいって、両親ともっとも長期間、そして最後まで共同生活をする子供に、家族の家全体をそっくり与えることである。⁽⁶⁾これは、日本の末子相続に相当するものであろう。

右の事例は、ある種の諸条件のもとでは、日本近世の家制度、家産相続制度と類似の現象がフランスでも見られたことを示している。

第二の西部諸地方における均分相続型についてみると、この慣習は、客観的には「権利をもつ人びと」の集団（主として息子・娘たち）に有利に働き、親あるいは父親の役割を低下させる傾向がある。持戻しの原則の嚴重であったノルマンディでは、父が生前自分の子どものために行なった決定は、その死後無効となる、という規定にしたがって、相続人たちは、遺言人によって生前かれらに与えられたすべての施し物・賜物・嫁資そして利益を、相続分割の対象となる共同財産に持戻すことを義務づけられている。⁽⁷⁾その結果、西部の体系は、土地の細分化の危険性に対しては無関心であり、夫婦と土地の二重の統一に対して敬意を示さなかった。⁽⁸⁾

ノルマンディの法は、その行われた領域が旧公国の境界とほぼ一致するところから、政治史の影響をうけていると思われる。そしてオルレアン・パリ圏の慣習法は、おそらく逆に、隷農のみじめな条件のもとに生れたのではなく、むしろそれは上層の自由農民の手によって生み出された。かれらは、コォ地方の例外は別にして、未だ長男子相続の流行に染まってはいない。⁽⁹⁾（イギリスでは、逆に、これは非常に広まるだろう。）

ル・ロワ・ラデュリが、ここで長男子相続が歴史的・地理的なものであるとみていることに注意を払っておきたい。第三の中間的タイプ。オルレアン・パリ型とも、選択許容型ともいわれている。ここにおいては、もっとも慣習法の基本概念は、優越するのは父と母の意志であるということであり、これは保有地を細分化しないようにする配慮とも結びついていた。農民には贈与を受けた者の相続からの排除と、推定相続人は同居すべきだとする要請があったし、

土地の支配者には移住する領民を相続から排除したいという要請があった。⁽¹⁰⁾ しかし十六世紀の二〇年代から事情が変化し、結婚して両親の家族共同体の外で世帯をもち、両親の財産を贈与として与えられた子どもが、それ以前の原則とは反対に、両親の相続から排除されない可能性のあることが公式に認められるようになった。結婚の際に受取ったものを家族の相続すべき共同財産に「持戻す」ことを承諾することによってである。⁽¹¹⁾ この法は、かつてほどには、保有地の全体を維持することにはこだわらない。これは、すでに久しい前から始っていた領主的強制の弛緩を表現しているし、大家族制の衰退と小さな核家族が支配的になっていた事態を反映している。これら小家族が相続の権利を奪われないようにという意向が働いているのである。こうして選択と持戻しを実行する子どもはすべて、両親の財産が分割される時点で、共同相続人と平等の資格に戻っている。⁽¹²⁾

以上のフランスの相続慣行の観察から知られるように、フランスにおいては歴史的・政治的・地理的事情に応じて、大別して三種の相続慣行が認められ、その三種とも歴史の展開の産物であったことが指摘されている。そして第一の一子優先型は、大家族制や共有財産制と結びつき、相続財産を分割しないで継承することが目標とされている。家の永続を希求した日本近世の商家その他の制度・観念と基本的に一致している。

注

- (1) 二宮宏之「歴史のなかの『家』」およびエマニュエル・ル・コフ・ラデュリ「慣習法の体系—十六世紀フランスにおける家族構造と相続慣行」(木下賢一訳) (二宮宏之・樺山紘一・福井憲彦編『家の歴史社会学』新評論、一九八三年、所収)。
- (2) 図1は次の文献より引用。Jack Goody, Joan Thirk and E. P. Thompson, eds, *Family and Inheritance—Rural Society in Western Europe 1200~1800*, Cambridge University Press, London, 1976, p. 179. (Thirk 論文参照)。
- (3) 前掲ラデュリ論文、一八四頁。
- (4) 同、一八六頁。

- (5)(6) 同、一九〇頁。
- (7) 同、一七七頁。
- (8) 同、一七八頁。
- (9) 同、一八二頁。
- (10) 同、一六〇、一六六頁。
- (11) 同、一七〇頁。
- (12) 同、一七一―二頁。

四、西ドイツの事例

坂井洲二氏の論稿によると、ドイツ再統一（一九九〇年）以前の西ドイツにおける相続制度は大別して、均等相続と単独相続とがあった。以下同氏の整理を紹介しよう。⁽¹⁾

「西ドイツの遺産相続には、大きく分けて二通りの方法がある。一つは子供たちの数に応じて平等に分配する均等相続 (Realteilung) で、もう一つは一人だけが一括して相続する単独相続 (Anerbfolge または geschlossene Vererbung) である。しかしじつさいには、均等相続といっても、なにからなまでにすべて平等に分割するというわけにもいかないから、家、農地、その他の物件をいったん金額に換算し、またいろいろの条件を考慮したうえ、できるだけ平等になるよう工夫して分割するのである。一方単独相続の場合でも、相続権のない子供たちには、教育をほどこしたり、現金や農作物の現物支給をとりきめたりして、これもできるだけその埋め合わせをするように心を配るのである。

だがともかく、均等相続をした場合には農地はしだいに細分化され小さくなっていくし、単独相続の場合には、農地はいつまでも大きなままで保たれて伝わる率が多いのは当然である。それに、これらの相続方法は個人々々の好みによってきまるのではなく、各地域の習慣によっておおよそ定まっているのであるから、ある地域では耕地面積の少ない小農家が群がった村落

ができあがるし、またある地域では広い農場をもった大農家が、隣家との間隔をあけて、ぼつりぼつりと孤立して立つようになる。

この相続方法の相違という点で、西ドイツの地図は大きく二つのグループに色分けすることができる。即ち均等相続地帯は、西ドイツの西方を流れるライン川及びその支流の流域がおよそこれに当たっている。この地域は西ドイツとしては気候温暖・地味豊かな地方で、これはまた西ドイツのぶどう栽培地帯ともおよそ一致している。つまりドイツでも、昔は北のベルリンあたりまでぶどうの栽培をしていた時代もあったのであるが、いまではぶどうの栽培は気候の温暖な地域にのみ限られてしまっているからなのである。

これ以外の西ドイツの地域は、ほとんど単独相続地帯である。しかし同じ単独相続地帯でも、北部のいわゆるニーダーザクセン地方(Niedersachsen)は長男が相続する 경우가多く、南東部のバイエルン地方(Bayern)やオーバーザルツ地方(Oberpfalz)バイエルン地方の北側に隣接)では、末男が相続する 경우가多いということである。」

「一昔まえに農家が使用人をやとう場合に見ても、均等相続地帯の小農家では、春さきにやとって秋の終りに解雇するのが普通の習慣であった。彼らには冬の農閑期中も使用人をかかえておくだけの仕事も余裕もなかったからである。そしてこの場合には、雇主と使用人の関係は主従関係というよりむしろ雇用関係に当たっていた。(中略)一方単独相続地帯では、使用人は冬期間も雇主の家にとどまっているのが普通であった。この場合には、そこにおのずと主従関係のような感情が生まれてくるのであったが、しかし使用人のなかには遺産相続権のない兄弟が含まれていることもあった。」

日本でも農家や商家において相続権のない弟たちが使用人の地位におかれたことがあったことは知られている。

西ドイツでは単独相続の場合でも、相続権のない子供たちには教育をほどこしたり、現金や農作物の現物をとりきめたりして、できるだけ埋め合わせるように心を配るという点は、日本の戸主の場合と同様である。そして均等相続地帯は西ドイツの西方を流れるライン川流域であって、気候温暖で地味豊かな地方である。農業は集約的であり、農地を細分しても、何とか生活していけるし、他の職につきうる機会も多い。

注

(1) 坂井洲二「ドイツ人学―新しい民俗学の目でもた西ドイツ」『関西医大教養部紀要』第四号、昭和四七年一月。

(2) 安岡、前掲『共同研究・日本の家』所収論文参照。

五、フッガー合名会社とその相続

以上の仏・独の相続制度の観察は、おおむね農家を対象としたものであったが、目を転じて、会社資本金の形をとった動産の相続について二、三の事例をとりあげてみたい。まず諸田実氏の近著を通して、南ドイツのフッガー家についてみる。

富豪となったヤコブ・フッガーの父ヤコブは一四六九年に死んだ。その妻と子供たちは、共同で遺産を相続して家業を続けた。ときはルネッサンスの時代で、南ドイツには法学や建築の分野でイタリアの影響が現われ、家業を会社組織に切りかえる商人が続出した。諸田実氏は、遺言状の作成と同じようにローマ法の継受の影響と見る。⁽¹⁾

一四三六年にモイティンク父子が会社を設立し、一四七三年にはヴェルザー四兄弟が会社組織に切りかえ、七九年にはヴェルザー・フェーリン会社が設立された。フッガー家でも、一四八〇年に不動産を所有する「相続団体」(男女の相続人全体)と、この団体から委託されて営業を担当する「社員団体」(聖職者を除いた男子相続人)とを区別した。四男は聖職者になり、二男、三男、五男が死んだので、一四七三年以後は、社員は長男ウルリッヒ、六男ゲオルク、七男ヤコブ(富豪)の三人になった。この社員団体には社員の連帯責任がなく、まだ合名会社とはいえなかった。一四九四年八月一八日、ウルリッヒ、ゲオルク、ヤコブの三兄弟の間で会社契約が締結され、フッガー合名会社が設立された。その定款はフッガー家の「家憲」に相当するものである。その要点は次のとおり。

三人の社員は六年間基本財産（資本金）と利益を会社に拠出し、個人的必要のために出資額の四分の一以上を引き出してはならない。三人はたがいに各自の営業結果をすべて報告しあい、個人的に特別の事業をしてはならない。

三人のうち一人が死んだ場合には、六年の契約期間が満了するまで故人の出資した基本財産は会社に留保される。相続人は遺言状を提出して持分を受けとるが、営業に参加することはできない。

二人目の兄弟も死んだ場合には、残り一人が六年の期間満了まで会社の唯一の「主人」*Partner*となる。必要なら故人（「主人」の死んだ兄弟）の相続人と協定してもよい。

この会社は、長兄ウルリッヒの名前をつけて「アウクスブルクのウルリッヒ・フッガーと兄弟の会社」*Ulrich Fugger und Gebrüder von Augsburg* と呼ばれた。兄弟の間で財産を分割せずに事業に当てることと、生き残った社員（兄弟）に強大な権限を認めていること、の二点がフッガー会社の大原則であった。

その八年後の一五〇二年二月三日の新しい契約では、次の点が補充された。

三人の兄弟のうち一人が死んだときには、その男子相続人中の最も有能な者が故人の「後任」*Erbsmann* として営業に参加する。

二人目の兄弟が死んだときには、この「後任」は「支配人」*Verwalter* となって、残った兄弟を助ける。

諸田氏は、(1)社員の範囲を聖職者を除く成人男子に限ったこと、(2)大口出資者ではなく、一族のなかの営業に熟達した有能な社員が、年齢に関係なく、前任者によって企業の指導者と指名されたこと、の二点をフッガー家発展の一要因とみている。

フッガー兄弟の合名会社は、もちろん単独相続の財産を資本金としたのではなく、分割された財産を兄弟姉妹がもちより、合名会社を設立した形になっている。しかしその資本金を分割しないで一体として使用する形態を強固に維持した。兄弟の財産を分割しないで一体として使用することにより大資本の有利性を活用したのである。土地財産の

単独相続も、大土地所有の有利性の維持、土地所有の零細化の不利の回避を目ざしたものである。大きい財産の一体としての活用という点では、資本所有も、土地所有も共通性をもつ。

また、フッガー家の合名会社は、三井家の大元方（事実上の合名会社）に類似点をもつ。営業資本は分割されず、当初のパートナー（三人）の相続人に継承されること、パートナーは他の事業に関与してはならないこと、などである。違う点は、最初の三兄弟のパートナーのうち一人が死んだときには、その男子相続人のなかの最も有能な者が故人の後任として営業に参加する点である。三井家のみならず、日本の商家では特別の問題がないかぎり、後任には故人の長男がなった。また日本では長男家の優位が歴然としていた。

富豪ヤーコブは企業者精神の旺盛な人物であり、その跡を継いだ甥のアントーンが一五六〇年に世を去ると、三代目からは商人的冒険心と營利欲が減退し、彼らの関心は、商売よりも学芸に、事業への投資より土地所有の獲得に、会社の帳場より田舎の所領の城館へと向っていた。⁽²⁾

またエーレンベルクはこのときの事情について、次のようにかいている。

「フッガー家の全盛、すなわち十六世紀のなか頃に、一家は、個々の成員の個人財産を含めて、当時の貨幣価値で五〇〇ないし六〇〇万（ライン・グルデン）以上を所有していなかったのは確かである。この財産は続く五〇年間に、アントン・フッガーと彼の息子たちの働きにも拘らず、もはや本質的に増えなかった。ただその名目額は貨幣の一般的改悪によって増大した。そのうち、さらに五〇年後に未だ残っていたのは、本質的には確かに、戦争によって恐ろしく荒廃し、また大きな負担を負わされた土地財産だけであった。それは男子の子孫のみに相続されて、譲渡出来ないという家憲によって幾らか保存された。」⁽³⁾

ここでいう家憲によって規定された土地財産とは、フッガー家の家族世襲財産のことであろう。これが安定的な財産所有志向の行きつく先であった。日本の三井家も、明治十九年（一八八六）の家政改革案において、家族世襲財産的

な資産所有形態を考へていたことは、私がかつて明らかにしたところである。⁽⁴⁾この年、勅令第三四号をもって「華族世襲財産法」が制定・公布された。華族でなかった三井家は、同法と同様の効果をねらった改革案を作成したのである。⁽⁵⁾営業資産の共同的な相続についても二例をあげるならば、ドイツのクルップ家とアメリカのデュポン家をあげる⁽⁶⁾ことができる。しかし本稿では、紙数の関係で取りあげることができないので、私の著書を見て頂きたい。⁽⁶⁾クルップは強固な単独相続の事例である。デュポンは、既述の「相続団体」(男女七人の相続人全体)から、営業を担当する「社員団体」(経営の任にあたる男子相続人三人)が分離、独立し、出資金もこの「社員団体」が所有してしまふ事例であり、⁽⁷⁾フッガーと類似の展開をたどる。

注

- (1) 諸田実『フッガー家の遺産』一九八九年、有斐閣、三二頁以下。
- (2) 同書、五〇頁。諸田実氏の御教示によると、フッガー家では一五〇二年の契約において世襲財産への「萌芽」が見られ、最初の世襲財産設定契約は一五四八年に当主アントーンが四人の従兄と結んだものごとである。世襲財産は一九一八年に廃止される(文責 安岡)。なおヤープ・フッガーが遺言において、その取得した土地および所領とともにその鉱業企業を家族世襲財産したのは、一五二五年一月二二日という指摘がある(山田晟『近代土地所有権の成立過程』有信堂、昭和三十三年、一一〇頁)。
- (3) 松田緋『ヤープ・フッガー』丘書房、一九八二年、三二七―八頁。
- (4) 前掲安岡『財閥形成史の研究』三二八―三四五頁。
- (5) 安岡重明「商家・財閥・華族の財産管理」『アカデミア』経済経営編(南山大学)、八三号、昭和五九年。最近の世襲財産に関する研究として、加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義』勁草書房、一九九〇年。
- (6) 安岡重明『財閥の経営史』日本経済新聞社一九七八年刊。一九九〇年現代教養文庫(社会思想社)に収める。
- (7) さし当り、安岡重明「欧米の同族的大企業形態史の調査―財閥形成との関連において」『同志社商学』第二八卷二号、一九八六年、参照。

六、日本との比較

以上のように単独相続は歴史上、日本のみならずヨーロッパにおいても、かつて広く見られた制度であり、単独相続に伴う諸問題も、日本の戸主権をめぐる諸問題と類似性をもつ。また営業資本を一体として相続する志向は、土地を不分割のまま相続しようとする志向と、基礎的条件は同一である。すなわち、資金や土地の分割相続に伴う全員の困窮化の阻止を目的とする。家族世襲財産制度も同一の効果をおねらっていた。

農地の相続についても、営業資本の相続についても、分割されて相続されると、能力のない相続人の手に渡った財産は失われやすい。そのため大土地所有のまま、あるいは大資本のまま相続し、大財産を有効に運用し、相続人たちに利益を与え続けようとする試みは、洋の東西を問わず、行われた。三井家の制度、フッガーやクルップの制度、家族世襲財産制はいずれもその試みであり、最近では富豪による財団 Foundation の活用がそうである。

しかし、ヨーロッパの事態は日本のそれと基本的に同一かと問うと、にわかには答えにくい。ヨーロッパでは早くから、均分相続や選択許容型が存在し、個人々の権利の明確化をはるかに進んでいるように見える。このことも、かつて私が旧稿において指摘したところである。⁽¹⁾ フランスについてジャン・イヴェールやル・ロワ・ラデュリがなしたような、相続形態の歴史的・地理的研究がなされた上で、東西の対比が必要である。

このとき、つぎのような配慮しながら相続制度を考察する必要があるのではなからうか。すなわち、単独相続のなかにも分割相続の要因があり（たとえば戸主権）、逆に分割相続のなかにも単独相続の要因がある（たとえばクルップとイギリスのジェントリ階級⁽²⁾）。それぞれの形態をとらせた重要な諸要因はなにかを確認していかねばならない。

注

(1) 安岡前掲『財閥の経営史』現代教養文庫版、一三二―六頁、一四五―六頁、一五一、一五八頁参照。

(2) サースクによれば、十六世紀には生活水準が急速に上昇し、ジェントリーはそれを維持・向上させるためにプリモゲニチニア(長子相続制)を強化し、単独相続を進めようとした、という(井ヶ田前掲論文参照)。

(やすおか しげあき・同志社大学商学部教授)